

17 親（母）と子の宿泊型生活サポート事業について

「親(母)と子の宿泊型生活サポート事業」について

宮城県大崎地域子どもセンター

事業の概要

母への育児家事等の生活支援や母の感情コントロールを行うことによって、親子と一緒に生活しながら健康的な親子関係を築いていくため、母子支援のスタッフを配置した生活の場(愛称「すこやかハウス」)を設置し、新たな育児支援のモデル事業を実施するもの。

1 宿泊型・通所型生活サポート事業

- (1) 実施期間 通所型・・・平成18年1月から
 宿泊型・・・平成18年4月から
- (2) 実施場所 すこやかハウス(大崎市古川清水字3丁目新田1)
- (3) 対象者 下記の母と乳幼児(就学前)
- ① 育児不安や育児負担があり、家事・育児技術の未熟さから不適切な育児をしている母子
 - ② 家族再統合を目指す母子
 - ③ 家庭復帰後のアフターケアを要する母子
- (4) 定員 宿泊型・・・3組/週
 通所型・・・5組/日
- (5) 利用期間 宿泊型・・・週(3泊4日)を基本に8週程度
 通所型・・・週(3日程度)を基本に8週程度
- ※期間については、ケアプラン(個別支援計画)により変動する。
- (6) 支援内容
- ① (育児力)・・・子どもの発達段階に見合った育児のあり方と子どもの言動に注目した対応のしかたを学ぶなど、育児についての知識と技術の向上
 - ② (生活力)・・・家事と育児のバランスの取り方を実践を通して学び、これまでの生活変容を図るための力量を習得
 - ③ (感情のコントロール)・・・日常生活においてストレスや怒りへの対応のしかたを知識や体験として習得し、親子の関係性の変容を図る
 - ④ (潜在力の発見)・・・母が自分を受け入れ、自身を回復
 - ⑤ (安全と信頼)・・・子どもが安全と安心を回復し維持できる環境づくりや母との関係性の変容を図る
 - ⑥ (家族(父)の参画)・・・母と子を取り巻く家族(特に父)について、季節の行事等と一緒に参加したり、事業を通して母の変化を客観的に受け止めるなど、母のサポート役を務める

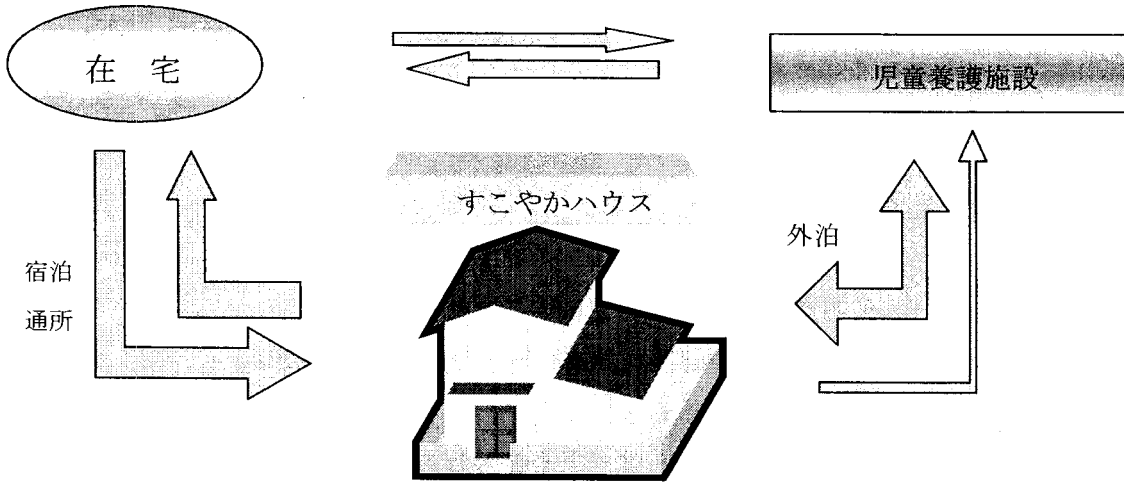
「照会先」宮城県大崎地域子どもセンター すこやかハウス (担当: 亀井又は千葉)

〒989-6228 大崎市古川清水字三丁目新田1

電話 0229-36-2080 FAX 0229-36-2090

母と子の宿泊型・通所型生活サポート事業

【新たな社会資源】：中間的施設による子どもの安全を確保しながらの親支援



【事業の対象者】

在宅	施設入所中
訪問・面接だけでは支援が困難で、 <u>より手厚い育児支援・家事支援が必要な母と乳幼児</u>	面会が既に許可されている家庭復帰予定の乳幼児と母

目指しているのは
・親自身の安定・安心

そのために、子どもへの関わり方を学び、家事の力もつけ、安定した生活ができるよう支援します



子どもは
すくすく、のびのび、
にこにこ！

- 【1 サポート事業の特徴】**
- ① 宿泊型サービス
 - ② 育児支援に生活支援もプラス
 - ③ ケアプランの導入

- 【2 実施期間】**
- 3年間（平成20年3月まで）限定
- ① H18/1～通所開始 定員5組
 - ② H18/4～宿泊開始 定員3組

- 【3 目標】**
- ① 育児技術の向上
 - ② 生活・家事能力の向上
 - ③ 感情のコントロール

- 【4 支援方法】**
- ① 講義や実習によるグループ活動
 - ② 個別支援（生活実践）
- 通所 と 宿泊